

平成 27 年の介護保険法の改正にて、地域ケア会議の法制化および地域支援事業の充実が盛り込まれたことに伴い、平成 28 年度より各事業の推進に向けた部会を設立し、実施しております。

【1. 改正介護保険法の内容】

①在宅医療・介護連携の推進

高齢者が最期まで住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者など、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

②生活支援サービスの充実・強化

生活支援の充実のため、ボランティア、NPO、民間企業、協働組合等の多様な主体が生活支援サービスの提供を行う。

③認知症施策の推進

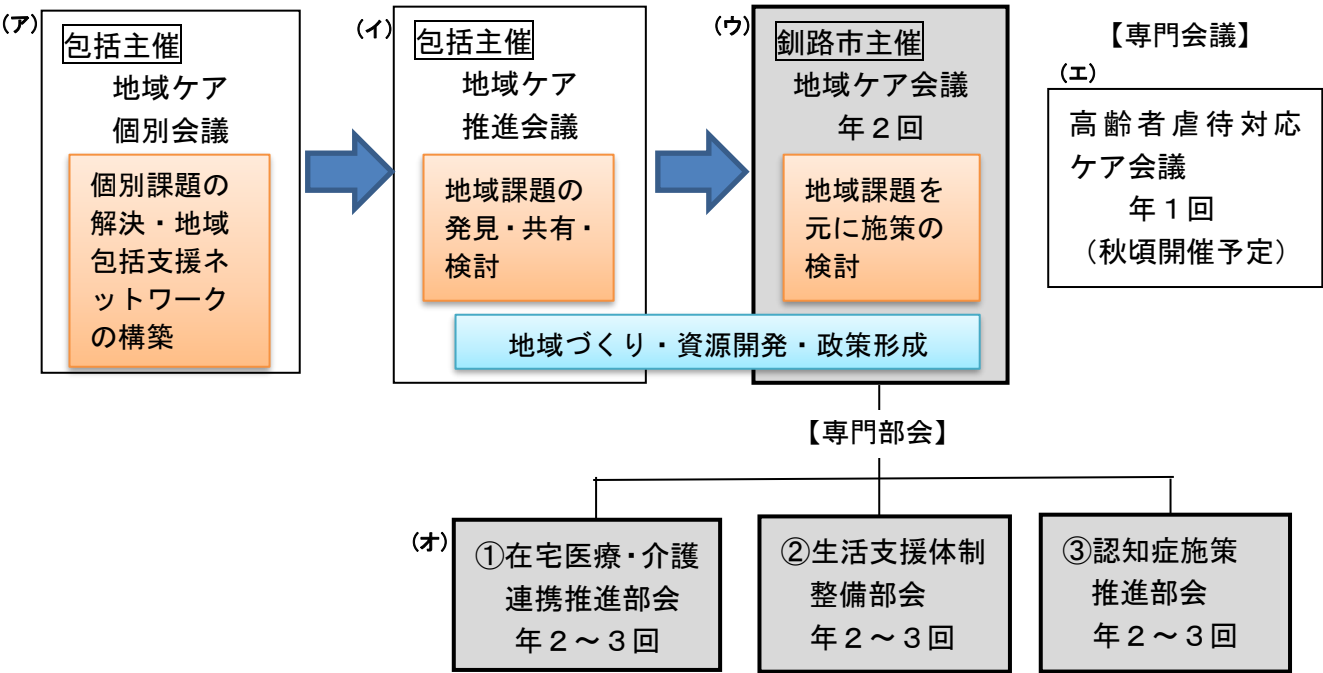
認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指した取り組み



④地域ケア会議の推進

支援対象者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

【2. 会議形態】



【3. 各専門部会の主な役割】

在宅医療・介護連携推進部会	切れ目のない在宅医療と介護の提供に向けた医療・介護関係者の情報共有の推進
生活支援体制整備部会	生活支援・介護予防サービスの担い手の養成やサービス内容の検討 ※第 1 層協議体として位置づけられている
認知症施策推進部会	認知症初期集中支援チームなどの様々な取り組みを通じた認知症施策の推進

【4. 専門会議の主な役割】

虐待を受けた高齢者ならびにその養護者に関する援助方針、支援内容、関係機関の役割、連絡体制等について協議する。